

注 意

～介護職員処遇改善支援補助金の交付を受けている皆様へ～

当該補助金は、事業者の方が愛知県国民健康保険団体連合会へ請求された介護報酬が確定する毎に、同月分をお支払いしております。

補助金対象期間（令和4年2月から9月分）の最終月である9月サービス提供分の介護報酬を10月に請求することにより、補助金額が確定するところですが、補助金算定の元となる介護報酬の過誤調整があれば、12月請求分までが、補助金算定の対象となります。

なお、12月の介護報酬の請求が過誤調整の最終月となるため、12月請求時に対象期間（令和4年2月から9月分）の介護報酬を取消してしまうと、その月分の補助金は受け取れません。

例) 12月請求時に、令和4年4月分の介護報酬を取り消した場合

令和4年12月請求時に既に確定済みの4月分の介護報酬請求を取消	
介護報酬（4月分）	補助金（4月分）
100万円→0円	2.1万円→0円
→既に交付された、補助金（この場合は、2.1万円）を返還	
↓	
令和5年1月請求時に令和4年4月分の介護報酬を再請求	
介護報酬（4月分）	補助金（4月分）
0円→90万円	0円
→介護職員処遇改善支援補助金の算定対象となる期間外のため、補助金の算定・支払いができない。	

また、12月請求分が確定する令和5年1月の末日までに実績報告書を提出していただく必要があります。詳細は下記URLから高齢福祉課WEBページをご確認ください。

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/korei/r3shoguukaizen-kouhukin.html>

問合せ先

愛知県介護職員処遇改善支援補助金コールセンター

TEL052-954-6858